

京 都 大 学 百 周 年 時 計 台 記 念 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(施設の使用)</p> <p>第7条 <u>第3条第2項の施設</u>を使用する場合は、あらかじめ総長にその使用を申請して、許可を受けなければならない。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(施設の使用)</p> <p>第7条 <u>百周年記念ホール(大ホール)、国際交流ホール及び会議室</u>を使用する場合は、あらかじめ総長にその使用を申請して、許可を受けなければならない。</p> <p>2～6 (同 左)</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条の2 総長は、前条第1項の申請に係る使用が次の各号の一に該当する場合は、許可を行わないものとする。</p> <p><u>(1) 政治的又は宗教的な活動を目的としたもの</u></p> <p><u>(2) 専ら営利的な活動を目的としたもの</u></p> <p><u>(3) 公序良俗に反するおそれがあるもの</u></p> <p><u>(4) 本学の公共性若しくは公益性又は名誉若しくは信用を損なうおそれがあるもの</u></p> <p><u>(5) 記念館の管理上支障が生じるおそれがあるもの</u></p> <p><u>(6) その他記念館の設置目的に適さないもの</u></p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>